

全九州学生チャンピオンシリーズ規則
- 交流ポイント制度に関する付則 -

第1条：制度と本規則の目的

当支部の主催する大会の活性化、およびレベルアップを目的として、JAF九州地域クラブ協議会（以下 JMRC 九州）により管轄される、JAF 公認競技大会への参加者に対し、当支部に対する申請を行った場合、特定の条件下において学生シリーズの得点を加算する制度（以下交流ポイント制度、もしくは本制度）を実施する。

本規則は、全九州学生チャンピオンシリーズの付則として、交流ポイント制度に関する細則を規定するものである。

第2条：制度の対象となる大会・クラス・参加者

第1項：大会主催者

JMRC 九州に加盟するクラブ

第2項：大会格式（特別規則書に記載）

JAF 公認の、国内、準国内、地方の各競技格式

第3項：競技種目

ジムカーナ、ダートトライアル、ラリー

第4項：開催時期

当該年の1月1日～11月末日の間

第5項：クラス

当該年度の JAF 競技運転者許可証 国内 B 級以上を必要とするクラス
（つまり、オープン、クローズド、AT 車限定クラス等は含まない。）

第6項：参加者

全九州学生チャンピオンシリーズ規則第3条の条件を満たす者。なお、ラリーに参加の場合は、この条件を満たす者のみで構成された組であること。

第7項：参加車両

全九州学生チャンピオンシリーズ規則第4条に示すクラス区分のうち、本制度適用を申請するクラスに適合する車両。ただし、SC 車両による出場での申請は認めず、よって学生シリーズ SC クラスへの本制度の適用も認められない。

第3条：制度適用の条件

第1項：制度適用申請

本制度の適用には、当支部に対する「交流ポイント制度申請書」および大会参加申込書の複製の提出が必要である。これらの提出期限は、出場する JAF 公認競技大会の参加申込み期限と同一とする。

さらに、大会終了後1週間以内に、「交流ポイント制度申請書」に、獲得した順位を記入して、再度提出すること。

これらの提出には電子メールを用いても構わないが、当支部がメールを受け取ることが出来なかった場合、申請は無効となり、また当支部は一切の責任を負わないため、メールの送受信の設定（迷惑メール設定等）には十分注意すること。

また、書類不備が存在した場合も、当支部は申請を無効とする場合がある。

第2項：申請条件

年間に申請が可能な大会数は、各競技種目（ジムカーナ、ダートトライアル、ラリー）で2戦ずつとする。申請後の取り消しは原則認めない。

なお、申請者の不備等で申請が無効となった場合も、申請可能数を消費するものとする。

第4条：得点

第1項：得点の付与

各大会における得点は、出場したクラス内での順位（つまり、学生以外の参加者も含む）から算出する。順位に応じた得点は、競技種目を問わず下表 1.1 に示す通りとするが、地方選手権に出場した場合は、下表 1.2 の配分とする。

・表 1.1 得点表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

・表 1.2 得点表（地方選手権）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	18	15	12	10	8	6	4	3	2

ただし、クラス内の参加台数が3台以下の場合、得点に係数を掛け、表 1.3 に示す得点配分とする（小数点以下切り捨て）。なお、地方選手権においては、参加台数2台以下のクラスは成立しないため、3台の場合のみ括弧書きで記載する。

・表 1.3 得点表（クラス内参加台数 3 台以下，括弧内は地方選手権）

台数	係数	順位・得点		
		1 位	2 位	3 位
3	0.8	16 (20)	12 (14)	9 (12)
2	0.7	14	10	-
1	0.6	12	-	-

第 2 項：得点の加算（交換）

1. 第 1 項に基づいて付与された得点を、学生シリーズの得点として加算する場合、原則として、申請した大会と**同じ種目の学生大会の得点と交換**する形とする。つまり、学生大会に出場しなければ本制度を適用できない。
2. 前項 1 の**例外**として、**オフィシャル参加（当支部常任委員も含む）**した学生大会であれば、本制度に基づいて獲得した点数のみの加算を認める。ただし、その場合は**最低 1 戦**、ポイント加算を**申請するクラスの学生大会に、ドライバー**として参加していることを条件とする（常任委員は除く）。
3. 得点の交換にあたっては、1 つの JAF 公認競技の得点は、1 つの学生大会の得点として交換できない。つまり、JAF 公認ジムカーナ大会での 1 度の得点を、春季ジムカーナと秋季ジムカーナという 2 つの学生大会両方の得点と交換することは不可能であり、どちらか 1 戦のみ可能である。
4. 申請すれば必ず得点を交換しなければならないわけではなく、JAF 公認競技で得られた得点が、同じ種目の学生大会で得た得点より低ければ、交換する必要はない。この場合、学生大会の得点そのままシリーズに反映される。ただし、交換しなかったからといって申請の権利を行使したことには変わりはなく、申請できる回数が増えることはない。

第 5 条：本規則の運用

本規則の解釈について疑義が生じた場合は、当支部常任委員長による決定を最終的なものとする。

第 6 条：本規則の施行

本規則は平成 28 年 1 月より施行される。

平成 27 年 12 月制定